

「女性に対する暴力に関する施策の基本的な方向についての中間整理」に対する意見募集の結果(概要)

1 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

女性に対する暴力の予防のためには、若年層の啓発が不可欠であり、子どもの頃からの人権尊重や男女平等の教育（ジェンダー教育も含む。）が必要。学校等で予防プログラムを実施すべき（デート DV 等も）。文部科学省との連携を図ってもらいたい。

背景には、女性に対する偏見、差別、性役割の押し付けが解消されていないことがある（「強姦神話」を含む）。積極的な広報啓発活動を実施してもらいたい。

女性に対する暴力に関する施策の積極的な推進を求める（十分な予算措置も必要）。

職務として被害者に直接接する人として、医師、医療関係者、職能集団（助産師、保健師など）、調停委員、調査官、司法関係者、裁判所・法務局等の受付窓口職員などもおり、二次的被害が生じたケースもある。これらの人の研修機会の拡充を求める。

女性への暴力（売春・性の商品化を含む）を助長する各種メディア（インターネット、つり革広告も含む）への規制・指導が必要。

加害者教育も効果的。執行猶予付き判決で加害者更生プログラムを受講させるなどすべき。

中間整理を支持する、賛成する。

予防啓発プログラムの積極的な開発・実施を。

加害者の厳罰化を求める。

被害者のケアについては、公立のセンターの相談体制や民間団体の知見、専門能力が活かせるよう、連携やケア体制の充実を明記する。

女性に対する暴力の予防のためには、社会教育、地域教育も必要（自治会などへの DV 研修の義務付けも）。

被害者（制度利用者）の苦情を収集、分析し、施策と体制の見直しにフィードバックすることは、被害の防止と回復に有効・適切。

男女賃金の是正、年金の世帯単位の給付などの個が尊重される制度・政策も暴力根絶のために必要である。

性的マイノリティや外国人女性、障害者女性についても記載、広報・周知する。

女性に対する暴力の問題を包括的に規定する「女性に対する暴力防止法」等を新設すべき。

身体的暴力だけでなく、心理的、社会的、経済的抑圧は外部から見えにくい、

被害が長期にわたり、適切な対応が必要。

男性がパワーを持たないといけないという教育が男性の暴力の一因。男性の縛りをなくす教育を進めるべき。

リストラや就職難などの社会的要因なども女性に対する暴力をひろげ、潜在化させている。

欲望のコントロールについて、心理学の分野を含む指導が必要。

従軍慰安婦の問題も記載を。

捜査、行政、司法等の関係機関においてDVや性犯罪に関する専門部署を確立すべき。

性暴力について全国的な正確なデータの把握に努めるべき。

カウンセラーが不足しており、その育成に努めるべき。

2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

【施策全般について】

- 積極的に施策を推進してもらいたい。制度周知や啓発活動を進めてもらいたい。
- 都道府県によって対応のばらつきがあるので、地域格差を解消してほしい。
- DVの背景には男女共同参画が実現していないことがある。男女共同参画社会基本法の前文の精神を遵守すべき。
- 女性にも責任があるケースがあるのではないか。男女の関係は本人のみが知っているのに、行政が口を挟むべきではない。
- 女性が男性に対して言葉の暴力を行うことが軽視されている。
- 「女性にも原因がある」など、被害者に非があるという誤った理解がある。そうではないことを理解してほしい。
- DVは個人的な問題ではなく、社会の問題であることを認識してほしい。
- 交際相手からの暴力に対して施策を推進してほしい。
- 精神的暴力も暴力であることを認識し、対策をとってほしい。
- 国が責任を持って被害者の保護に取り組んでほしい。国レベルで被害者支援の施策を検討する会議を設けてほしい。
- 被害者の声を取り入れた施策推進の仕組みを作してほしい。
- 男性被害者への対応を視野に入れてほしい。
- 都道府県の基本計画の策定期間・策定状況を公開してほしい。

【自立支援について】

- 被害者の自立支援が重要だが、地方公共団体の施策、財政支援は不十分。具体的な自立支援策を検討してほしい。
 - ・ 住居に関する支援（公営住宅優先入居（優先入居の義務付け） 公費による住宅確保・マンション借上げ、住宅費用の支援、民間アパートの保証人など）

- ・ 就労に向けた支援（大部分は就労してないので、就労支援プログラムの策定・実施。技術習得費用（パソコン、ヘルパー養成等）の負担。子どもを保育所に預けながら就労に向けて研修を受けるシステム。積極的な再雇用、就職斡旋など）
- ・ 子育てに関する支援（自立を促進するための子育て支援など）
- ・ 既存の福祉制度の見直し（児童扶養手当受給資格付与（保護命令、一時保護、離婚調停中の証明書添付により可能とするなど）。児童手当の支給要件再考。民間シェルターにおける生活保護の適用（現在地域差がある）など生活保護の積極的適用。児童福祉、母子福祉、生活保護などの広範な福祉制度を緊急避難的に利用できる条件整備など）
- ・ 住民票の移動の改善（被害者の安全に配慮し、移動しなくてもよい措置など）
- 被害者に対する財政的支援をしてほしい（生活保護に代わる生活資金の補助、裁判費用の負担など）
- 健康保険制度の見直し。医療費が支払えないために医療機関を受診できないことも多いので、対策を考えてほしい。
- ステップハウスの設置・拡充（公営住宅の利用や民間団体への委託など）
- 自立支援専門員制度（家庭訪問し生活相談等を行う）の創設や、自立支援プログラムの策定。
- 自立を支援するため、被害者への精神的なケアが必要。

【広報啓発・予防について】

- ジェンダーによる社会的な不公平さが暴力をもたらしているという認識を深めるため、ジェンダーへの理解、教育が必要。
- 若年者の「デートＤＶ」なども問題となっており、対策が必要。暴力の背景には性差別や男尊女卑の意識がある。予防のためには小さい頃からの男女平等、人権教育が必要。
- 暴力は犯罪であることを広報してほしい。
- メディア教育を取り入れたＰＲ活動、ビデオ作成をしてほしい。
- デートＤＶ対策のため、学校関係者と連携が必要。
- 自覚していない被害者に届くような啓発が必要。
- 性役割を温存したまま「家族を大切に」ということは、家庭内の暴力の被害女性を生み出すことになる。

【民間団体との連携について】

- 重要な役割を担っている民間シェルターなど民間団体の運営は財政的に厳しく、国や地方公共団体の一層の支援が必要。具体的には、以下の活動について、財政的援助（その拡充）が望まれる。

相談、一時保護、警備委託費、防犯カメラ設置、ステップハウス、同行サポート、自助グループ、啓発講座、多言語のケースワークとカウンセリング、通訳、ボラ

ンティアの資質向上のための研修、スタッフの人件費、事務所・シェルター家賃など。

- 民間団体の取組を評価し、行政の施策立案・実施にかかわるなどの連携協力を推進してほしい。
- 民間団体が行う被害者の移送費や、弁護士による法律相談、保育などのスタッフ代については、公費で負担してほしい。
- 民間シェルターの第三者評価を導入し、スタッフの資質の向上を図ってほしい。

【加害者について】

- 再発防止のため加害者更生プログラムなどの再教育を実施してもらいたい(受講義務化や被害者等の安全確保への留意の意見も含む)。
- 加害者は、加害意識が乏しく、繰り返す傾向があるので、加害者の処罰を厳正にしてもらいたい。
- 加害者を処罰する法律が必要。
- 保護命令違反者の逮捕の徹底、処罰の強化。
- 加害者教育は効果が薄いので、実施すべきでない。
- 加害者の情報(保護命令違反者等の出所情報等)を希望する被害者に提供し、一定期間保護観察してほしい。

【相談・保護について】

- 被害者を保護する施設の数、規模、体制、設備が不十分。
- 相談員は、パートや契約職員という不安定な立場で、多くの精神的、身体的な苦痛を経験している。相談員等への支援体制の拡充、研修の強化を図ってほしい。
- 相談体制の拡充が必要。専門のカウンセラーが不足しているので、育成してほしい。
- 夜間の電話相談など被害者が相談しやすい環境を作してほしい。
- 支援センターでの受け入れの実態調査をしてほしい(高齢者や障害者を断っているところがある)。支援センターの支援内容を実態に即して見直し、特に自立支援について機能を充実してほしい。
- 被害者の心身の回復は国又は加害者が保証すべき。
- 市町村での支援センター業務が可能になったことを受けて、被害者が相談しやすい体制整備等に努めてもらいたい。
- 市町村が支援センターを設置する場合は、体制整備、人員配置等のため国が財政負担をしてほしい。
- 全国の支援センターが同質の支援ができるように指導してほしい。
- 全国共通のフリーダイヤルによる電話相談がほしい。
- 被害者への長期的な心理的サポートを国の責任で実施してもらいたい。
- 被害者の一時保護については、国が全額負担してもらいたい(広域的な支援を実

施する必要があることなどから）。

- 一時保護の期間は2週間が基本だが、この期間で回復や自立は困難。保護命令が出たら保護を打ち切るケースもある。調停離婚に要する期間を踏まえると最低2か月程度の生活の保障が必要。

【職務関係者の配慮等について】

- 警察、行政担当者や司法関係者による二次被害など不適切な対応の事例がある。これらの人々への制度周知・研修等を充実し、神話や偏見を取り除いてもらいたい。
- 職務関係者にジェンダーの視点を持ってもらうような研修が必要。
- 特に司法関係者（裁判官、調停委員、家庭裁判所調査官、司法修習生、法科大学院生）に対してジェンダーや被害者の精神的影響について理解を深める研修を行ってほしい。
- 警察・行政機関（警察、司法、医療、教育、心理）の担当者として女性を配置してほしい。
- 行政窓口の一本化を図ってほしい。
- 行政窓口の担当者などのマニュアルが必要。

【配偶者暴力防止法・保護命令等について】

- 配偶者暴力防止法について、以下のような点が問題
 - ・ 恋人や同居の配偶者以外の親族による暴力にも拡充すべき。
 - ・ 内縁関係の認定基準を見直してほしい。
 - ・ 保護命令の対象を親族・友人・支援者に広げるべき。
 - ・ 保護命令は申し立て手続に面倒さがある。
 - ・ 審理期間（11.7日）は被害者にとって長いので、短期間で審理してほしい。
 - ・ 保護命令の接近禁止の期間を2年に延長してもらいたい。
 - ・ 保護命令の退去命令の期間が6か月となったことで発令に慎重になっている。裁判所によって許容率に差がある。緊急保護命令制度の創設、保護命令中の裁判への相手方の傍聴禁止としてほしい。
 - ・ 退去命令の退去期日を明確化してほしい。
 - ・ 保護命令の悪用を防止してほしい（夫からの暴力を防いだことが暴力とされ保護命令が出された）。
- DVによる離婚の際には、調停前置主義を見直してほしい。
- 配偶者の定義に入籍していない者が入っているが、社会的に保護されるべき男女関係とそうでないものとの別は保ってもらいたい。また、精神的暴力も定義に入っているが、普通の人まで処罰を受けるおそれがある。
- 夫による性行為の強要で心身の被害を被る例がある。夫婦間の強姦について厳罰化をしてもらいたい。
- 裁判所において書類の記載等を指導する体制を整えてほしい。

- 収入がないと法律扶助を利用できないので、法的支援を検討してほしい。
- 被害者の権利回復のための法整備・救済制度を確立してほしい。

【子どもについて】

- DVが子どもに与える心身の傷のケアについて支援してもらいたい。特別なケアのための専門家を養成してほしい。配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携の道筋を示してもらいたい。子どもを加害者の元に置き去りにしなくてすむようにしてもらいたい。
- DVが子どもに与える影響が大きいことを理解してほしい。
- 教育現場への通達などにより、被害者の子どもが早期に学校に行ける条件づくりをしてもらいたい。安全確保のためには、子どもの転校先教育委員会から、前校の教育委員会へ通知が行われるのは問題である。
- 同伴する子どもの学習を保障する制度を作してほしい（高校生に対しては欠席扱いしないなど）。
- 「児童虐待と関連が深い」となっている部分は、「母親が父親から暴力を振るわれていることを目撃する」という記述が必要。

【外国人・マイノリティについて】

- 外国人、障害者に十分配慮すべき。在日韓国人、アイヌなどのマイノリティ女性に対する暴力への取組みを明記してもらいたい。
- 外国人女性への相談窓口を充実してほしい。DVに関する専門的知識を有する通訳を配置してほしい。
- 性的マイノリティ（同性愛者等）の人々のDVの対応についても明記してもらいたい。

【調査研究について】

- きめ細かい実態調査を行い施策に反映してほしい。
- 官民が連携した事例研究において、守秘義務を厳守してもらいたい。
- DVが健康問題であるという視点からの調査研究を推進し、対策を講じてほしい。

3 性犯罪への対策の推進

- 自治体、医療機関、司法、警察での対応において、二次被害が見られる。研修の充実や女性担当者の配置などが必要。
- 背景に女性蔑視がある。また、健康な性の認識が不可欠。人権擁護の強化、人権教育、性教育、啓発活動等を進めるべき。
- 成人雑誌がコンビニで売られていることや、インターネット上でのポルノ画像のやり取り、出会い系サイトの存在などが背景にある。実態を把握した上で、規制が必要。
- 性犯罪対策の一層の推進、加害者に対する厳正な処罰を求める。

- 被害者に対する長期的支援（心理的援助を含む。）を行う体制の整備、専門家の養成などを進めてもらいたい。また、被害者支援を行う民間団体の活動に対する助成を行ってもらいたい。
- 強姦罪の暴行・脅迫の要件を削除して、女性の性的な自己決定権を侵害する又は被害者の意思に反する行為とするよう改正すべき。
- 強姦罪の法定刑引き上げは一応の評価はできるが、強盗罪と比べて刑の下限が低いことは問題である。
- マスコミの性犯罪報道は被害者の人権に配慮したものである必要。ガイドラインを設けるなどして、チェックする必要。
- 和姦の保護年齢（12歳）について、婚姻年齢や児童福祉法対象年齢を踏まえて、引き上げを。
- 被害者が報復をおそれずに被害を打ち明けられるようにするには、被害者の安全確保や環境の整備等が必要。
- 性犯罪の発生や再犯のメカニズムを分析すべき。
- 子供の性暴力の被害は潜在化している。子どもに対する性暴力の被害者救済に力を注ぐべき。
- 盗撮の撮影、盗撮ビデオの編集、販売を行う者に対する厳罰、取締りを。
- 性犯罪の証拠採取はどの医療機関でも可能なようにしてもらいたい。
- 日本は児童ポルノの発信地になっている。厳正な対応を。
- 「女性の人権を尊重する啓発活動」、「学校において氾濫する情報の中から有益情報を取捨選択できるような教育を推進」とあるが、現場にある者として、もう少し具体的に記述してもらいたい。
- 性的自由の侵害の観点から性暴力防止法を制定する必要がある。
- 未成年者の被害について、刑事事件の告訴期限を大幅に延長すべき。
- 未成年者の保護義務や安全保障義務のある者が犯罪を犯した場合の加重処罰を規定すべき。
- 児童に対する性的虐待のケアが行える人材を育成すべき。
- 犯罪を未然に防ぐための対策も盛り込むべき。
- 犯罪の分野から女兒のカテゴリーを独立させるべき。
- 強姦罪を親告罪ではなく、事実認定に基づく告発罪とすることを検討すべき。

4 売買春への対策の推進

女性のみが処罰され、買春男性を罰しない「売春防止法」を改正すべき。

日本は児童買春に鈍感との指摘がある。国家的な問題と受け止め、しっかりと対策をとってもらいたい。

背景に性の商品化の風潮があり、これを食い止めるべき。

買春を厳しく罰するべき。

買春問題に関する啓発活動をしていく必要がある。

売買春は、女性の人権侵害の最たるものであり、男女共同参画局も担当になってもらいたい。

「児童買春・ポルノ処罰法」や「出会い系サイト規制法」で少女が処罰対象になっていることを改めてもらいたい。

売春は強制によらない場合もあり、暴力には含まれない。海外の女性は自ら出稼ぎに来るケースもある。搾取に該当するもの等だけを取り締まればよい。

「売春防止法」を改正し、被害者の権利保障や人権確立を規定するとともに、中長期の被害者の自立支援に関して婦人保護施設での生活保護の適用を制度化するべき。

自分を大切にする性教育に取り組んでももらいたい。

「売買春への対策の推進」を「買春への対策の推進」とすべき。

5 人身取引への対策の推進

国際社会の動向も踏まえ、実行者の厳正な処罰や被害者の保護を推進してもらいたい。

被害者の保護・支援を中心とした包括的な「人身売買禁止法」が必要。

被害者を保護するスタッフの拡充・養成や施設の充実が必要。被害者の救出、一時保護等に携わる民間団体の者の安全確保について国や自治体の十分な措置が必要。

人身売買に関する条約の早期批准を。

外国人女性や障害女性の法的リテラシーの充実が必要。

各省庁間の調整機能を男女共同参画局が受け持ってもらいたい。

いわゆる農村花嫁や花嫁斡旋ブローカーへの厳罰規定が必要。

- 買春者の処罰、氏名公表、業者に対する消防査察・衛生監視査察の頻度を上げること等を記述する。
- これまでの警察の対応は加害者に甘いところがあった。
- 人身売買などについて、各省庁間の調整機能を持ってほしい。
- 防止と根絶のための推進体制の強化と被害者の人身救済法の制定を急ぐべき。
- 多文化・多言語対応の人身売買被害者支援センターを全国に2箇所程度設置し、N G Oで支援活動の経験のある専門職員を配置して対応すべき。
- 被害者の保護は、民間に委託せずに、行政が責任を持って行うべき。

6 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

周知啓発、是正指導などを一層進めてもらいたい。企業、教育機関等で防止対

策に積極的に取り組んでもらいたい。

事業主による事前防止や事後の適正対応の義務付けが必要。

セクハラ防止のためには、職場等での研修が必要。

セクハラは、病院、各種施設、警察、行政機関、借家、居住地域などの多様な場面で発生しており、対応が必要。

被害者救済のネックは、事実の確認。調査部署のあり方、適切な調査のあり方等についても検討してもらいたい。大学内のセクハラについては、調査・処罰権限をもつ第三者機関の設立も考えられる。

防止のためには、男女平等教育や性教育が必要。

防止のため、教職課程におけるカリキュラムに「女性に対する暴力」を入れてもらいたい。

小学校教職員の加害者は厳正な対処が必要。公表して、児童の安全を確保すべき。

学校では多数発生(子ども、実習生、保護者に対するもの、教職員同士など)。外部の専門家等の知恵を借りて早急に防止のためのシステム作りが必要。

ごく当たり前の行為まで「セクハラ」とされると、過度に男性を萎縮させることになる。

自治体職場の防止対策について全国調査をすべき。

すべての教員や学生に定期的な研修を行うよう、文部科学省はすべての大学に強く要請すべき。また、そのための財政的、人的援助をすべき。

加害者や事業主への厳罰、被害者の救済を義務付けることが必要。

被害を打ち明けた後の被害者の安全を確保する措置をとることが、相談を聴く体制側に必要。

内閣府がイニシアティブをとり、セクハラに特化した法律の整備も視野に入れて取り組むべき。

国が会社内で起こる犯罪をさせない厳しい基準を設けるべき。

7 ストーカー行為等への対策の推進

現在、被害者の相談先は警察のみである。警察の外部に、「女性の暴力」について理解のあるストーカー被害に関する相談・苦情受付の制度を設けてもらいたい。

元夫からの暴力や、被害者の友人・知人、支援者等への攻撃は、DV法改正のときには、ストーカー法で対応するとのことだったが、ストーカー法は適用要件が厳しい。被害者が更に被害を受けることのないような運用を求める。

114 頁の「施策の基本的方向」の下3行(「ストーカー規制法の仕組み、被害者の...広報活動を推進する」)の文章の意味がくみづらい。

ストーカー規制法の具体的手続がわかりにくい。

ストーカー規制法は、その対応の仕組み自体が問題であり、法改正を検討すべき。

(了)